

# 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の概要

## 背景

公布日：平成26年11月27日

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1条）

参考：現在、空家は全国約820万戸（平成25年）、401の自治体が空家条例を制定（平成26年10月）

## 定義

- 「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（2条1項）
- 「特定空家等」とは、
  - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（2条2項）

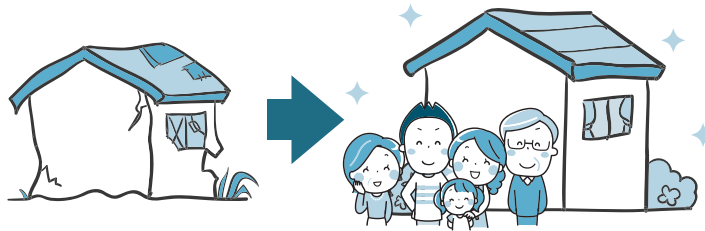
### 空家等

- ・市町村による空家等対策計画の策定
- ・空家等の所在や所有者の調査
- ・固定資産税情報の内部利用等
- ・データベースの整備等
- ・適切な管理の促進、有効活用

### 特定空家等

- ・措置の実施のための立入調査
- ・指導→勧告→命令→代執行の措置

全国の空き家総数は820万戸に「国土交通省HPより」



町内でも空き家の利活用が望まれる

# 空き家対策の進捗状況は

茅野 健

## 町 処理要綱を制定し対応している

※「那須町特定空家等処理要綱」…管理不全家屋に対し、指導や勧告、必要によっては代執行までの措置をとるための事務処理に関する要綱。

**問** 平成26年「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行後の町の対応は。

**町長** ※平成27年12月「那須町特定空家等処理要綱」を制定し、事務処理を行っている。また平成27年9月より「那須町空き家バンク事業」を開始している。

**問** 現在まで処理要綱に基づく指導などを行った成果は。

**ふるさと定住課長** 現在まで22件の助言及び指導を行い、5件の空き家の撤去が行われた。

**問** 本町に於ける空き家の総数は。

**ふるさと定住課長** 現在までの調査の結果、約350軒が把握されている。この数字に別荘は含まれていない。

**問** 所有者不明の空き家などが原因で損害事件が起きた場合の責任の所在は、ふるさと定住課長 原則的

に、最後の所有者が責任を負うものと認識している。

**問** 空き家をリニューアールし、町営の戸建て住宅として、デザイナーや、IT系の個人事業主に貸し出す考えは。

**ふるさと定住課長** 借主、貸主双方のメリットがあれば、今後検討していきたい。

**問** 「空き家等対策の計画」の策定の進捗状況は。

**ふるさと定住課長** 現在、空き家の実数などの調査を行っている。利活用や撤去などの対策と合わせて検討しながら策定の計画を立てていきたい。

**問** 町内各地の再生計画が整備されてきたので、この計画とも連動させるべきではないか。

**ふるさと定住課長** 再生計画画、撤去や利活用などが必要な場合には、地域の協力を得ながらの連動も可能と考える。